

預かり保育料の減免措置(制度)について

豊島区立幼稚園に在籍する幼児の世帯が非課税の場合、徴収する預かり保育料を免除する制度があります。減免の認定は、区市町村民税課税額等に基づき審査を行います。原則申請は不要です。

1. 対象世帯及び減免額

下表A～Cのいずれかに該当する方

対象世帯		預かり保育料 減免額
A	区市町村民税非課税世帯	実績額
B	区市町村民税所得割非課税世帯	
C	施設等利用給付認定者 ※別途申請が必要です	

※A・Bについては、区市町村民税課税額等に基づき審査を行います。(申請は不要です。)

※住民税の申告がされているか、必ずご確認ください。なお、扶養されている場合を除き、収入がない場合も申告が必要となりますので、忘れずにご確認ください。

※Cについては、就労等の事由により保育の必要性があると認められ、「施設等利用給付認定」を受けた方が対象となります。別途申請手続きが必要となりますので、申請を希望される場合には保育課幼稚園グループ(TEL:03-4566-2481)までお問い合わせください。

2. 減免額の算定

入園決定時と毎年8月(9月以降分)に以下のとおり審査を行います。

4月分～8月分は、前年度の区市町村民税で計算します。

9月分～3月分は、当該年度の区市町村民税で計算します。

3. 留意事項

(1)世帯の中に所得のある方が複数いる場合は、区市町村民税所得割課税額を合算します。園児が父母以外の親族(祖父母等)に扶養されている場合は、その方の課税額も合算します。

(2)生計を一にする父親などが単身赴任等の場合は、同居・別居にかかわらず同一世帯として取り扱います。

(3)令和8年1月1日の住民登録地が豊島区以外の方や、生計を一にする方が区外にお住まいの場合は、令和8年1月1日時点の住民登録地で、令和8年度の住民税の課税(非課税)証明書(令和8年6月以降取得可能)を取得していただき、下記までご提出ください。

ただし、海外から入国された方は、昨年1年間の収入がわかる証明を日本語訳付きで提出してください。

(4)世帯状況に変更があった場合は、学務課学事グループまでご連絡ください。

4. その他の理由による減免

以下に該当する場合、上記1とは別に減免の対象となります。別途申請手続きが必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

①生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることとなったとき

②火災その他の災害による被害を受け、生活が困窮しているとき等

【問い合わせ先】

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
豊島区教員委員会事務局 学務課学事グループ
TEL:03-3981-1174(直通)